

## 気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策の強化について

### 1 要旨・目的

気候変動適応法の改正に伴い、国の熱中症対策が強化され、新たに、熱中症特別警戒情報の発表や市町による指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という）の指定等が制度化され、その対応状況を取りまとめたので報告する。

### 2 現状・背景

#### (1) 法改正の趣旨

気候変動の影響により、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じることを目的に改正が行われた（令和6年4月1日施行）。

#### (2) 主な改正概要

##### ア) 熱中症特別警戒情報の創設等

- 現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法的に位置づけるほか、極端な高温時に備え、新たに「熱中症特別警戒情報」を創設（過去に熱中症特別警戒情報の発表基準に該当する暑熱は、国内で事例なし）

	熱中症特別警戒情報（新規）	熱中症警戒情報 （旧 熱中症警戒アラート）
位置づけ等	・ <b>熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合</b> （過去例のない広域的な危険な暑さを想定）	・ <b>熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合</b>
発表基準	<b>県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達する場合</b>	<b>府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33に達する場合</b>
発表タイミング	<b>前日14時頃に発表</b>	<b>前日17時頃及び当日5時頃時点における予測値を基に発表</b>
情報の周知方法	・国が直接HPや報道機関を通じて周知 ・県が市町を通じて周知	・国が直接HPや報道機関を通じて周知

※ 暑さ指数（WBGT）：熱中症を予防することを目的として提案された国際的指標。

※ 県内の暑さ指数（WBGT）情報提供地点 18ヶ所

広島、三入（広島市）、呉、呉市蒲刈、竹原、生口島、福山、府中（市）、三次、庄原、高野、大竹、東広島、廿日市津田、加計、大朝、世羅、油木

※ 熱中症予防運動指針（日本スポーツ協会）抜粋

WBGT（℃）	気温の目安（℃）	対応
31以上	35以上	運動は原則中止
28～31	31～35	激しい運動は中止
25～28	28～31	積極的に休憩

#### イ) 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定（市町業務）

- 熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放し、暑さをしのげる場を確保することを目的に、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を市町長が「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定できる制度を創設。

#### ウ) 熱中症対策普及団体の指定（市町業務）

- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を、市町長が「熱中症対策普及団体」として指定できる制度を創設。

### 3 対応状況

#### (1) 県の体制整備

- 法定業務である市町への情報伝達体制を整備するとともに、新たに「広島県危機対策運営要領（暑熱）」を策定し、熱中症特別警戒情報発表時の危機管理体制を整備。
- 危機対策本部を立ち上げるとともに、適切な冷房の利用、外出の自粛、クーリングシェルターの利用等の熱中症対策の徹底について、県民に注意喚起を実施。

#### (2) 市町によるクーリングシェルターの指定状況

- 県内全市町において、クーリングシェルターを指定（予定を含む）。  
※ 市町別の指定状況については別紙参照
- 引続き、各市町の実情に応じ、指定施設数を追加指定。
- 県として、市町クーリングシェルターの指定状況のホームページでの公表や、包括連携協定締結企業等との指定に係る調整等、支援を実施。

#### (3) 「ひろしまクールシェア」との連携

- 県が独自に例年実施している、夏季の省エネ対策の取組である「ひろしまクールシェア」参加施設 1,151 施設（R6.7.31 現在）も、キャンペーン期間（7.13～9.16）中においては、熱中症予防に活用可能なことから、併せて県民に周知する。

種 別	概 要
クーリングシェルター （指定暑熱避難施設）	・気候変動適応法に基づき市町が指定 ・特別警戒情報発表時の施設開放義務あり（施設毎に開放時間を設定）
ひろしまクールシェア 参加施設	・県の独自事業「ひろしまクールシェア※」参加施設 ・特別警戒情報発表時及び発表時以外も含め、クールシェアキャンペーン期間中の営業時間内は、利用可能

※ ひろしまクールシェアとは、自宅の冷房を使用せず、公共施設や商業施設等で涼むことにより、省エネを図る取組。

#### (4) 今後の対応

- 法改正により創設された、熱中症特別警戒情報やクーリングシェルター等について、ホームページや SNS 等を通じて、県民に周知する。
- また、熱中症特別警戒情報が発表された際は、「広島県危機対策運営要領（暑熱）」に基づき、速やかに県民に情報を周知し、熱中症による被害を予防する。

## 市町別クーリングシェルター指定状況（7月31日現在）

別紙

市町名	指定施設数	シェルターの例
広島市	143	庁舎、公民館、商業施設、薬局等
呉市	53	市民センター、図書館等
竹原市	14	地域交流センター等
三原市	44	庁舎、図書館等
尾道市	55	庁舎、図書館、薬局等
福山市	165	庁舎、交流館、図書館、薬局等
府中市	32	庁舎、公民館等
三次市	8	庁舎等
庄原市	9	庁舎等
大竹市	6	庁舎、市民会館等
東広島市	20	庁舎、図書館等
廿日市市	36	庁舎、市民センター等
安芸高田市	6	市民センター等
江田島市	13	市民センター等
府中町	7	交流センター等
海田町	7	公民館等
熊野町	3	防災交流センター等
坂町	5	ふれあいセンター等
安芸太田町	4	図書館等
北広島町	2	まちづくりセンター、図書館等
大崎上島町	3	公民館等
世羅町	8	図書館、せらワイナリー等
神石高原町	5	図書館、交流センター等
合計	648	

## 参考：熱中症特別警戒情報発表時の県民への注意喚起内容（キーメッセージ）

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから、自分と自分の周りの人の命を守ってください！！
  - ・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。
  - ・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。